

今年度上半期(4~9月)

DVの相談が627件、一時保護が57件

昨年度上半期比で 相談件数1.7倍、一時保護は2倍に

DV(配偶者暴力)被害者支援の民間団体に財政的支援を

11月19日の生活福祉保健委員会

辻つねお県議が要求

2001年(平成13年)10月にDV法が施行されるなどDV(ドメスティックバイオレンス=配偶者暴力)は社会的問題になっていきます。日本共産党の辻つねお議員は、林とし子参院議員らとDV被害者の支援団体から話を聞き、対策の強化を求めました。



辻「民間団体は相当の経費がかかっている」

県「NPOへの支援は今後の検討課題」

辻議員 DV関係の相談は、昨年度上期の369件に比べ今年度は1.7倍に増えている。DVへの県の基本的認識はどうか、増加傾向をどうみているか。

家庭支援室長 平成13年10月にDV法が施行され、昨年4月1日から県立婦人相談所に配偶者暴力相談支援センターを開設した。関係機関と連携しながら被害者支援に努めている。DVは近年、児童虐待に次いで社会問題化している。法律の制定で社会の認識が深まり、従前からあったものが顕在化している。今後増えていくのではないかと。一時保護は、暴力関係が平成14年度71件、今年度上期が57件だ。

辻議員 一時保護は、昨年度上期に比べ約2倍に増えている。県として、さらに力を入れるべき分野だ。相談、保護の体制はどうなっているか。

家庭支援室長 県の婦人相談所を配偶者暴力相談支援センターとして中核的な位置づけにしている。その他の相談機関として警察、法務局、弁護士会等がある。民間団体としては県内NPOが3団体、任意団体が1団体だ。県の女性会議エソール、社会福祉法人の婦人保護施設も相談機能を持っている。

一時保護は、県の婦人相談所に定員10名、社会福祉法人の婦人保護施設に定員30名の施設がある。民間シェルター、民間のNPOが2室、任意団体がシェルターを1件持っている。このほか民間で1次的な施設を持っている。

辻議員 DVに係っている方から、デリケートな問題も含め専門的な対応があると聞いた。対応を誤ると、関係を悪化させることもあって、研修や研鑽、経験もいる。シェルターは国の財政的な支援がある。相談業務をしているNPOや任意団体などに、県として財政的支援を考えてもいいのではないかと。

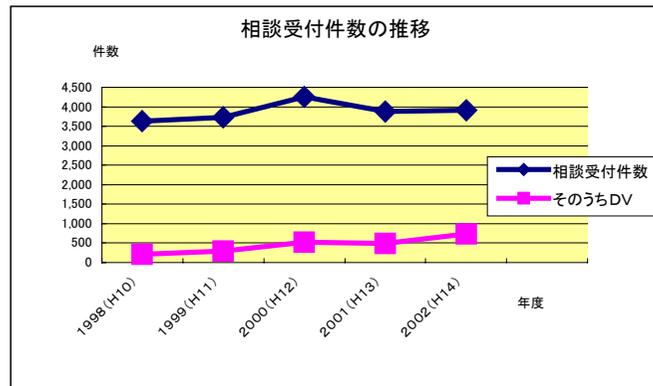
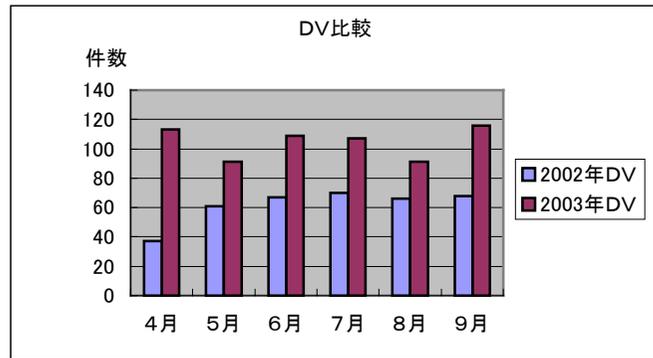
家庭支援室長 関係機関との連携強化で、昨年度からNPOにも市町村などの連絡会議や啓発セミナーへの参加をお願いしているが、財政支援はしていない。民間シェルターには委託料を支払っている。財政支援は、NPOへの県の支援になる。県とNPOは対等の立場、協働の精神で連携を強化していく方針だ。NPOへの支援のあり方は、今後の検討課題と認識している。

ボランティア団体で年間300件の相談

辻議員 そうすると、県の方で出そうと思えば出せると考えていいか。

家庭支援室長 NPOも広域活動、奉仕活動をしているから不可能ではないが、対等の立場、協働の精神で連携していく考えなので、運営費補助的な財政支援は当面難しい。

辻議員 ぜひ検討してほしい。ボランティア団体で年間300件ぐらい相談がある。すぐに駆けつけなければならないこともある。相当の経費もかかって大変な状態だ。それを乗り越えて活動している。県内の連携、ネットワークを強化する立場から、相談業務の強化を考え、財政支援もできる状態をつくり出していきたい。



日本共産党
県議会ニュース
2003年12月
No.5
日本共産党広島県議会議員
Tel・fax 082(228)6577
ホームページ
<http://tsuneo.jp/>